

令和4年4月

お客さま 各位

「在留期限」等の確認についてのお願い

平素は高松信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
現在、高松信用金庫では、日本に居住する外国籍のお客さまと円滑なお取引をさせていただくために、新規口座開設時に在留カード等をご提示いただき、国籍、在留資格、在留期間(満了日)等を確認させていただいております。

お申込み時点で在留期間の満了日まで3ヵ月未満の場合、口座開設をお断りさせていただくことがあります。

その場合は、更新後に、改めて口座開設のお申込をいただくようお願いいたします。

また、既に高松信用金庫に口座を開設されているお客さまにつきましても、定期的にお客さまに関する情報や、お取引の内容、状況等に応じて、在留資格、在留期間(満了日)等を確認させていただく場合があります。

在留資格、在留期間(満了日)の確認にだけいただけないまま在留期間(満了日)が到来した場合や、在留資格、在留期間(満了日)が確認できる書類の提示にだけいただけない等の場合は、預金規定に基づき、お取引の全部または一部を制限させていただく場合があります。

在留カードを更新された際は、下記の資料をお持ちのうえ、お取引店窓口にお届けいただけますようお願いいたします。

《お持ちいただく書類》

1. 新しい在留期限が記載された在留カード（原本）
2. 預金通帳・キャッシュカード
3. お届け印鑑（引越し等で高松信用金庫にお届けいただいている情報が変更されている場合や口座の解約を行う場合。）

なお、ご不明な点等がございましたら、お取引店にお問い合わせください。

[普通預金取引規定（リンク）](#)

以上